



表紙共3枚

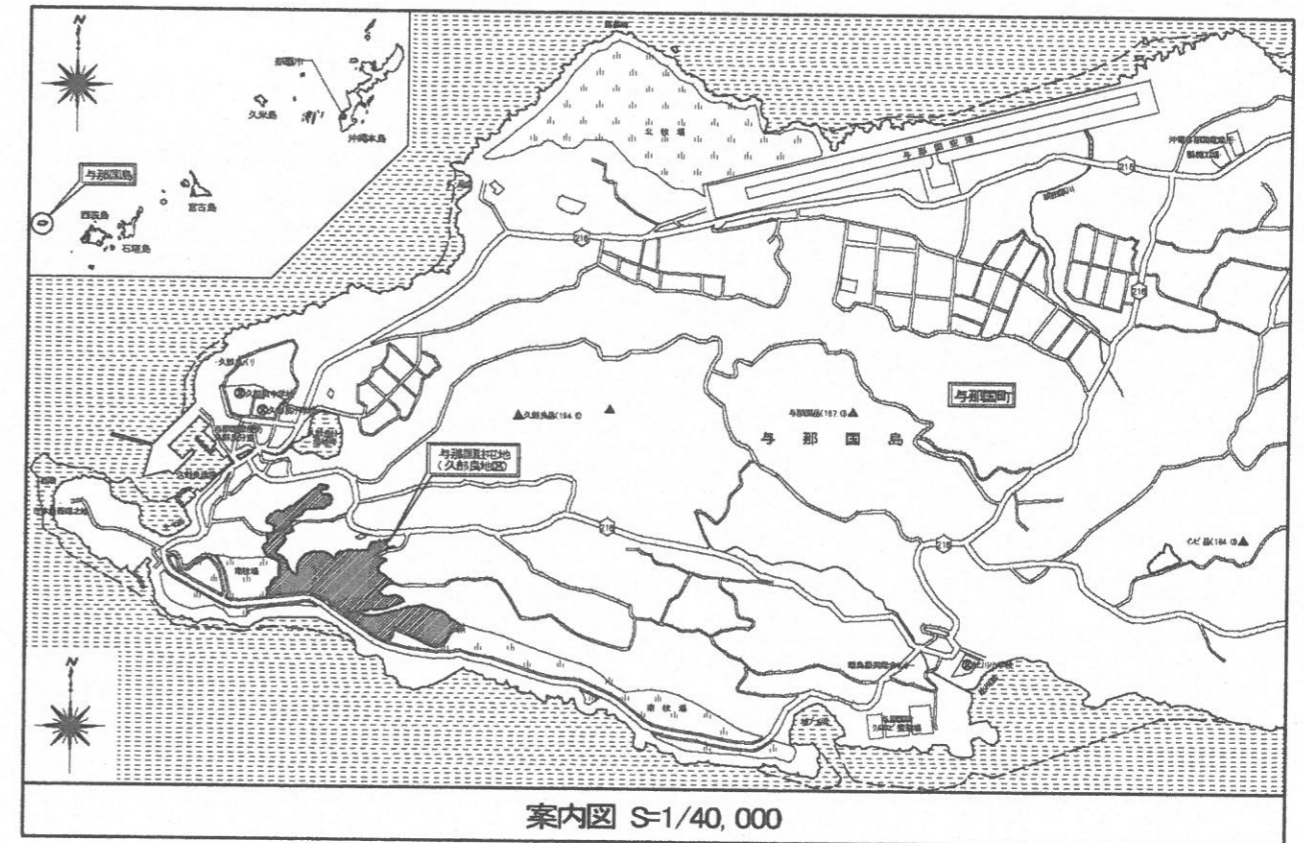
駐屯地草刈役務

件名	駐屯地草刈役務					図面番号	1 / 3
図名	表紙					縮尺	—
監視隊長	副隊長	後支隊長	営繕班長	工事企画	管財	設計製図	
							
与那国沿岸監視隊 後方支援隊						FB. 4.20	

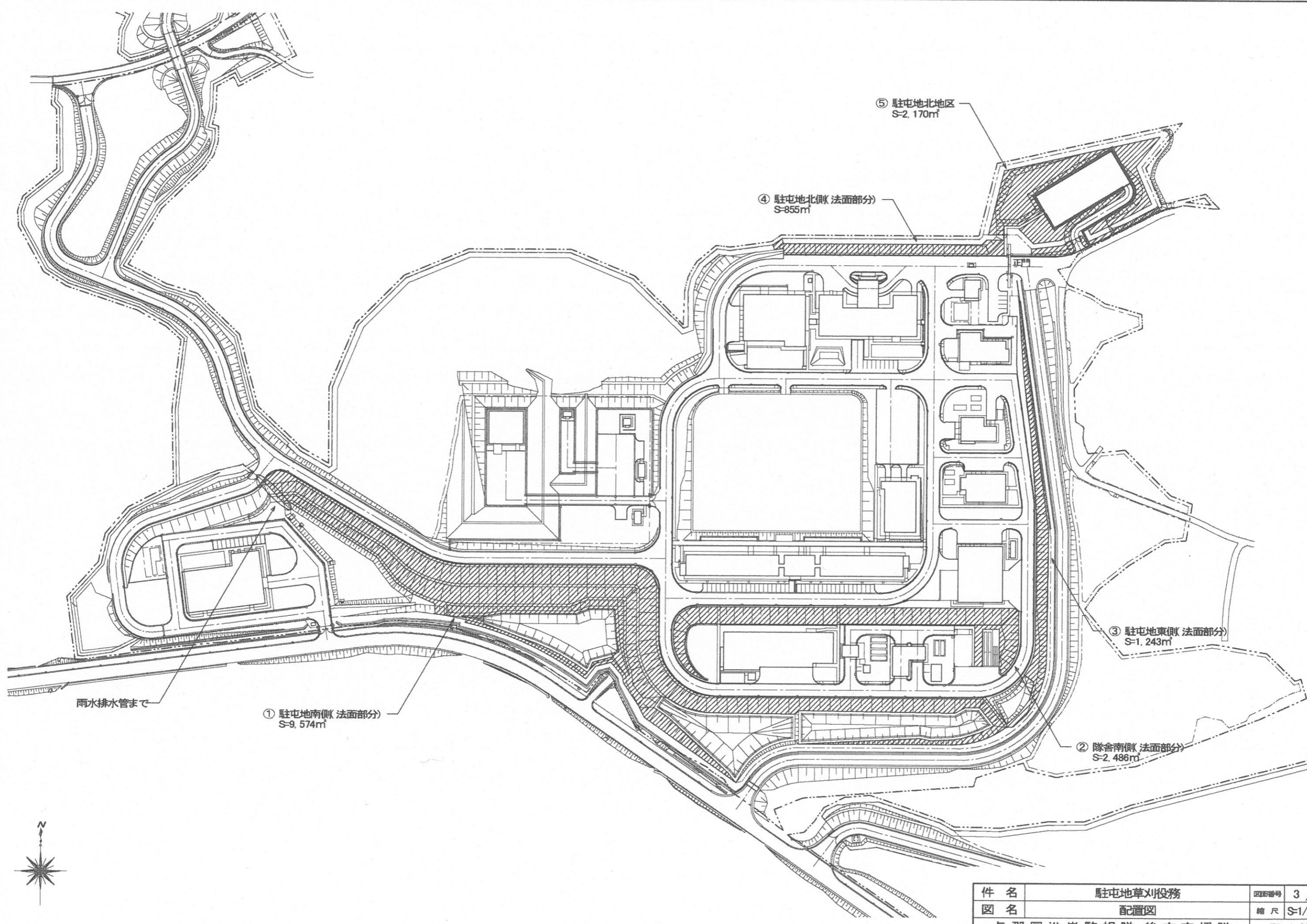
特記仕様書

- 1 件 名: 駐屯地草刈役務
- 2 場 所: 沖縄県八重山郡与那国町与那国3765-1 陸上自衛隊与那国駐屯地
- 3 概 要:
 - (1) 実施時期
契約締結日から翌年3月末までに4回実施するものとし、実施月は、6月、10月、12月、2月を基準とする。
 - (2) 草刈面積
1回当たりの最大草刈面積は、14,000㎡程度とし、年間延べ草刈面積は37,240㎡程度とする。
- 4 一般事項:
 - (1) 受注者は設計図書及び現地において、相違・疑義あるいは不明な点が生じた場合は、監督官と協議しその指示に従う。
 - (2) 役務中における火災予防、労働安全及び在来施設等の保護には、十分注意を払うものとし、汚破損した場合は、受注者の責任において速やかに原形に復旧する。
 - (3) 入出門及び交通規制等、駐屯地内での行動は、駐屯地諸規則及び監督官の指示に従う。
 - (4) 本役務に際して本設計図書に明記なき事項についても当然処置すべき事項は、受注者の負担で実施する。
 - (5) 本役務の写真は、カメラ(カラー)又はデジタルカメラ(ファイル形式JPEG)を使用し、着手前、施工中、完成時及び監督官の指示するところを撮影し、監督官に提出する。
- 5 特記事項:
 - (1) 請負者は、作業実施日について事前に担当官と協議を実施し、指定された期間において作業を実施すること。
 - (2) 作業実施に際し、必要な用具・資材等はすべて請負者が準備すること。
 - (3) 草刈は、指定された地域をむらなく実施すること。
 - (4) 草刈における小石の飛び跳ね等により、柵や工作物等を損傷しないよう十分注意すること。
 - (5) 刈草の回収は、部隊において実施するものとする。
 - (6) 草刈面積は、平面図上における投影面積であり、図面ソフト(JWWCAD)上で算定した数値とする。
 - (7) 草刈範囲は平面図に基づき、その実施月ごと監督官の指示する箇所の草刈を実施するものとする。
なお、草刈箇所の区分及び数量は下表による。

連番	区分	数量	実施時期				備考
			6月	10月	12月	2月	
①	駐屯地南側(法面部分)	9,574㎡		○		○	
②	隊舎南側(法面部分)	2,486㎡	○	○	○		
③	駐屯地東側(法面部分)	1,243㎡		○	○	○	
④	駐屯地北側(法面部分)	855㎡	○	○		○	
⑤	駐屯地北地区	2,170㎡	○		○		
面積合計			5,511㎡	14,158㎡	5,899㎡	11,672㎡	総計 37,240㎡



件名	駐屯地草刈役務	図面番号	2 / 3
図名	特記仕様書・案内図	縮尺	図示
与那国沿岸監視隊 後方支援隊		R3.4.20	



雨水排水管まで

① 駐屯地南側(法面部分)
S=9,574m

④ 駐屯地北側(法面部分)
S=855m

⑤ 駐屯地北地区
S=2,170m

③ 駐屯地東側(法面部分)
S=1,243m

② 隊舎南側(法面部分)
S=2,486m



件名	駐屯地草刈役務	図面番号	3 / 3
図名	配置図	縮尺	S=1/2,000
与那国沿岸監視隊 後方支援隊		R3.4.20	